

第4回「機能性表示食品広告審査会」結果報告

1. 日時：2021年12月14日（火） 13時～17時30分

2. 場所：公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 3階会議室（WEB併用）

3. 広告素材

審査件数：63件（内訳）テレビ29件、新聞14件、雑誌2件、Web（LP）18件

対象期間：2021年4月1日～7月31日（4ヶ月間）

収集方法：企業に素材提供を依頼

4. 審査要領

外部専門家（第三者委員）4名と、協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなる審査委員会において、健康増進法等の関連法規、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成28年6月30日 消費者庁）

（以下、健食留意事項という。）、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」（消表対第518号、消食表第81号）

（以下、事後チェック指針という。）および「『機能性表示食品』適正広告自主基準」（平成28年4月25日）（以下、適正広告自主基準という。）を審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、当該機能性表示食品の「届出表示」及び上記審査指針との適合性について精査した。

5. 審査結果

媒体 \ 判定	A	B	C	問題なし	合計
テレビ（TV）	0	2	1	26	29
新聞（NP）	0	0	5	9	14
雑誌（MG）	0	0	0	2	2
Web（LP）	2	1	3	12	18
合計	2	3	9	49	63
会社数と商品数	2社2商品	3社3商品	5社7商品	17社35商品	19社42商品

* 適合性に疑問のある広告については、当該企業に連絡し改善を促した。

注) 審査基準

- A判定
- 健康増進法等に抵触するもの、もしくは抵触するおそれのあるもの
 - 「事後チェック指針」に著しく抵触^(*)するもの
 - 「健食留意事項」に著しく抵触^(*)するもの
 - 虚偽、機能性表示食品の届出範囲を超える表現など「適正広告自主基準」に著しく抵触^(*)するもの
- (*) 著しく抵触： ・ 1つの広告の中に抵触する箇所が複数ある。
・ “疾病の治療に適している”、“病者に適している”など。
- B判定
- 「事後チェック指針」に抵触するもの
 - 「健食留意事項」に抵触するもの
 - 「適正広告自主基準」に抵触するもの
- C判定
- 「事後チェック指針」に抵触するおそれのあるもの
 - 「健食留意事項」に抵触するおそれのあるもの
 - 「適正広告自主基準」に抵触するおそれのあるもの
 - 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

6. 第4回 機能性表示食品広告審査会 審査概評

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
機能性表示食品広告審査会 委員長 林 功

機能性表示食品は2015年の制度施行以来、5,000件を超える届出が公表されています。公益財団法人日本健康・栄養食品協会では、機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を目的に、2018年から機能性表示食品広告審査会（以下、広告審査会という。）を毎年開催しています。このたび、2021年12月に開催した第4回広告審査会の結果を公表します。

〈広告審査会の概要〉

広告審査会は、4名の第三者委員と日本健康・栄養食品協会会員企業で構成される「機能性表示食品広告部会」の代表3名の7名からなり、健康増進法等の関連法規、健食留意事項、適正広告自主基準に加え、本年度より事後チェック指針も審査指針とし、審査対象としたそれぞれの広告について、届出表示及び上記審査指針との適合性について精査しています。第4回広告審査会では合計63件の広告（審査対象媒体：新聞、雑誌、TVCM、Web（LP））について審査いたしました。

〈第4回広告審査会の審査結果〉

審査指針への抵触の程度により、A、B、Cの3段階で判定した結果、A判定2件、B判定3件、C判定9件となりました。判定の対象となった主な広告表現は以下の通りです。

- A判定 医薬品を想起させる表現、届出表示ではない機能を複数箇所で訴求する表現
- B判定 届出表示の範囲を逸脱した表現、商品の対象者を誤認させる表現、グラフの説明等において機能性関与成分ではなく商品の摂取で効果が得られたとの誤認を与える表現
- C判定 一日摂取目安量や摂取方法を誤認させるおそれのある表現、メカニズムの説明が商品の機能性であると誤認を与えるおそれのある表現、商品の対象者を誤認させるおそれのある表現、効果を保証する印象を与えるおそれのある表現

今回から審査指針に事後チェック指針が加われました。機能性関与成分に関する研究レビューにより届出された広告におけるグラフや試験結果の表現、機能性の科学的根拠が得られた対象者の範囲が限定されている商品の広告における対象者の表現など、事後チェック指針に示された考え方にに基づき厳正に審査が行われました。

なお、A～C判定とされた広告については、協会から当該企業に結果を通知し、広告表示の改善を促すとともに、全ての広告提供企業に対しては、審査結果のみならず、広告審査会で指摘された今後の課題や参考意見についても、併せて連絡しております。また、日本健康・栄養食品協会会員等にも商品名等を伏せた上で結果を周知し、今後の適正な広告作成の一助としていただくこととしております。

〈広告審査会の今後について〉

機能性表示食品制度は、許可制である特定保健用食品とは異なり事業者責任に基づく届出制であるため、届出表示のエビデンスの妥当性をいかに確認するかは、以前からの大きな課題です。また、事後チェック指針の考え方に即した望ましい広告表現のありかたを、広告審査の基準にも反映させ、事業者の皆様にわかりやすくお伝えしていくことも喫緊の課題と考えます。機能性表示食品について消費者にとって正確でわかりやすい広告であるだけでなく、適正な広告づくりを目指す事業者（広告主、広告会社、媒体社）にとってもできるだけシンプルで遵守しやすいルールに統合・修正していくことが肝要です。広告審査会では、今後も審査の経験と実績を積み上げながら、届出事業者の適正な広告活動を支援してまいります。届出事業者におかれは、消費者にわかりやすい広告表示になるよう、一層のご尽力をお願いいたします。

以上